

7 徴兵猶予に關する請願書・附英吉利法律學校規則

(明治二十年七月)

明治二十年七月十九日受
（欄外注記¹）
出

學務課主任屬大東重善(印)

知事(代理・書記官)(孝)

第一部長

學務課長

(元田印)

私立學校中徵兵猶予ニ關スル取調之件

按

文部大臣

知事

私立東京專門學校

“英吉利法律學校

本年御省第五号之訓令ニ付テハ過般來取調中之處今般前記二校ヨリ別冊之通當庁へ出願候ニ付篤ト実況取調候ニ二校トモ御省第五号之訓令ニ該当スルモノト認定候、尤英吉利法律學校生徒中校外生ハ別格之者ニ有之候條御含相成度其他ノ状況等ハ別冊當庁ヘノ願書ニ記載スル通ニテ別ニ不都合之廉無之候條直ニ別冊ヲ添ヘ此段稟申候也

追テ此外ニテ現今取調中之者三四校有之不日何分上申之都合ニ候

理由

前記二校ニ付テハ詳細取調候処文部省訓令第五号ニ該當スルモノト被考候條本按ヲ草ス但外三四校現今取調中ニ付不日何分可相伺候

明治二十年七月

英吉利法律学校創立員總代

文部省訓令第五号 北海道 府県
区町村立私立学校ニシテ徵兵令第十一條第十二條第十八條第二

項第十九條第二十条第三項第五項官立府県立学校同等ノ學校ト
認ム可キモノハ左記ノ事項ニ該當スルヲ要スル儀ニ付該事項ヲ
具備スルモノアリト思考スル片ハ其狀況ヲ稟申ス可シ

明治二十年三月三十一日 文部大臣 森 有礼

一入学ノ生徒ハ尋常中學校ノ如キ成規アルモノヲ除クノ外高等
小學校卒業ノモノ若クハ之ニ均シキ学力ヲ有スル者タル可
キ」

「學校長及教員任免ノ方法一定確実ナル」

「授業料束脩等ノ如キ予メ確定シ難キ收入金ヲ除キ毎年ノ費金
中式千四百円以上ハ全ク資本ノ利子ト認メ得ヘキモノアル」

(欄外注記1)

「判決七月二十日」「送達七月二十一日・第五〇一三号」

東京府知事男爵 高崎五六殿

(表紙)
一 請願書

英吉利法律学校之儀ハ私共ニ於テ共同設立ノ上管理致來候處昨
年十二月帝國大學ノ特別監督ニ付セラレ尋テ本年五月司法大臣
ヨリ毎年金五千円ヲ下賜スルノ恩命ヲ辱フシ旁以テ大ニ本校全
體ノ規模固定致候ニ付テハ本年文部省訓令第五号ヲ以テ定メラ
レタル諸事項ニ該當致候者ト相心得別紙諸規程類取調上申仕候
間御詮議ノ上府県立學校同等ノ學校ト御認定被成下度此段一同
連署奉願候也

一、本校規則書 別紙

一、校長及教員就職ノ方法

(貼紙下)(組織スル者ナリ)
本校ハ左ニ記載セル人々ノ共同設立スル者ナリ

土 方 増島 六一郎
寧 菊池 武夫
山 田 伊藤 悅治
喜之助 高橋 健三

正法 ハリス ト 六 位 不在 二付 松野貞 一郎 代印	正法 従法 七学 士 位士 士 江木 岡村 輝彦(印)	正法 従法 七学 士 位士 士 奥田 藤田隆 三郎(印)	正法 従法 七学 士 位士 士 高橋 健三(印)	正法 従法 七学 士 位士 士 伊藤 悌治(印)	正法 従法 七学 士 位士 士 菊池 武夫(印)	正法 従法 七学 士 位士 士 山田 喜之助 k.y.
---	---	--	---	---	---	---

松野貞一郎

岡山兼吉

但シ文庫ニ用ニ

岡村輝彦

藤田隆三郎

学校敷地並家屋見積代価壹万五千円

奥田義人

江木衷

但学校家屋ノ内半部ヲ東京英語学校へ貸与ス毎月ノ家賃六拾

元田肇

渋谷慥爾

司法省下賜金毎年五千円

大谷木備一郎

高橋捨六

書籍〔原書百七拾部
訳書二百九拾五部〕

馬場愚治

関直彦

外ニ原書翻刻物壹万〇〇八拾五冊

小村寿太郎

金子堅太郎

生徒ノ員数 壱千七百三拾八人

植村俊平

戸水寛人

校内生

校長ハ互撰スルモノニシテ授業及教務ノ事ハ設立者各自ニ之ヲ担任シ其他内外法律学士及法官等ニ一科若クハ數科ノ授業ヲ嘱托ス

嘱托講師左ノ如シ

工藤則勝

三阪繁人

中村元嘉

寺島直

イーストレーキ

シドモール

リツチファイルド

図面一葉添

学校位置敷地建物 神田区錦町二丁目二番地

地面八百拾八坪余

建家本屋貳百六拾三坪五勾

長家七拾七坪八合七勾五勾

金六百四拾八円

束脩

内訳

学校家屋ヲ抵当トシテ現在残余ノ負債九百円
一、一ヶ年経費収入支出概算(平均額前二ヶ年ノ)

金九千六百貳拾七円八拾錢 収入但一ヶ年

金九百円八拾錢

金六百七円

金八千五百九拾六円九拾五錢

講義録壳捌代
英文法律書壳捌代

支出 但一ヶ年

内訳

金五百七拾九円七拾錢

金五拾三円四拾錢

金千三百拾三円〇三錢三厘

金四百九拾六円〇四錢

金武千三百〇四円八拾九錢老厘

金三千五百六拾七円六拾八錢四厘

金武百八拾武円弐拾錢弐厘

差引千〇三拾円八拾五錢

右収入超過金額及毎月家賃六拾円トヲ以テ右負債償却ニ充ツ

ルモノトス

履歴書

日本橋区檜物町六番地

東京府士族

増島六一郎

安政四年六月生

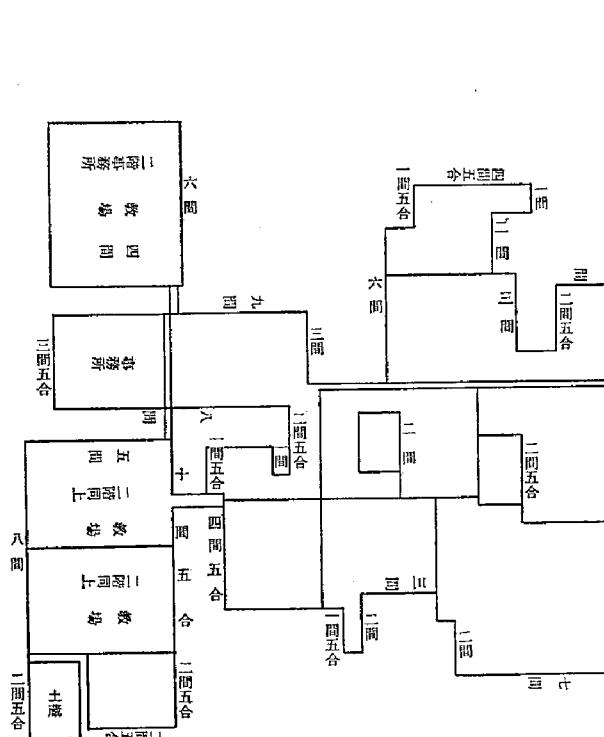
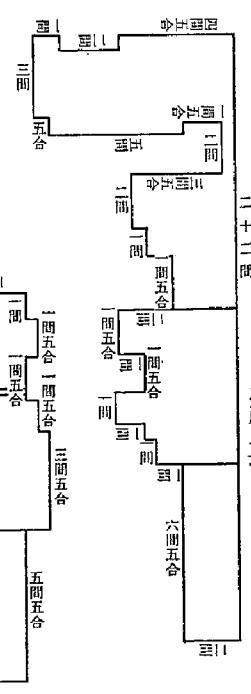
図面中教場等ノ名目記入ナキ分ハ
英語学校ニ貸渡シタル部分ナリ

- 明治十二年七月東京大学法学科ヲ卒業シ法学士ノ学位ヲ受ク
- 明治十二年二月東京大学予備門ノ教授ヲ嘱託セラル
- 明治十二年十月英京倫敦ニ留学シ十六年五月同府「ミッドル・テンプル」ニ於テ三年間英吉利法律修業ノ上「パリストル」

ノ学位ヲ受ク同十七年七月廿二日帰朝
一明治十七年九月一日代言免許ヲ受ケ引続キ營業

英吉利法律学校所有家屋敷地

地面八百十八坪余
建家本屋二百六十三坪五才
長屋七十七坪八合七勺五勺
土蔵五坪



一賞罰ヲ受ケタルコトナシ

一自ラノ訴訟ニ関シタルコトナシ

一身代限ノ処分ヲ受ケタルコトナシ

其校今般特ニ帝国大学総長ノ監督ニ属セラル、旨文部大臣ヨリ
被相達候条此旨心得ヘシ
但文部大臣ヨリ帝国大学ニ達セラレタル私立法律学校特別監

督条規一部ヲ交附ス

〔表紙〕
明治二十年三月改定

英吉利法律学校規則 完

東京神田区錦町二丁目二番地

英吉利法律学校

本年度則チ明治二十年四月ヨリ本校へ毎年五千円宛司法省ヨリ
下賜セラレ候

明治二十年五月

英吉利法律学校

私立法律学校特別監督条規

文部省ニ於テハ今回私立法律学校特別監督条規ヲ設ケ乃東京府
下ニ在ル専修学校、明治法律学校、東京専門学校、東京法学
校、英吉利法律学校、ノ五校ハ帝国大学総長ヲシテ特ニ之ヲ監
督セシムルコトセリ其条規左ノ如シ（文部省報告）

第一条 文部大臣ハ東京府下ニ於テ適當ナリト認ムル私立法律
学校ヲ採ヒ特ニ帝国大学総長ヲシテ之ヲ監督セシムルコトア
ルヘシ

但本文ノ学校ト雖尚一般私立学校ノ例ニ依リ地方官ノ管理
ヲ受クヘキハ勿論タルヘシ

第二条 帝国大学総長ノ監督ニ属スヘキ私立法律学校ハ必要ノ
普通学科ヲ修メタル者ヲシテ入学セシメ三年以上ノ課程ヲ以
テ左ノ三科ノ一ヲ教授スルモノタルヘシ

アルヲ見ス是レ常ニ英米法学者ノ慨嘆スル所ナリ余輩茲ニ見ル
所アリ數多ノ英米法学者相集マリテ英米法律ノ全科ヲ教授シ其
書籍ヲ著述シ其法律書庫ヲ設立スルノ目的ヲ以テ本校ヲ設置ス
但各科ニ掲タル法律中帝国ニ於テ既ニ制定頒布アリタルモ
ノハ主トシテ之ヲ教授シ外国法ハ傍ラ之ヲ対照スヘキモノ

明治十八年七月

英吉利法律学校

トス

仏蘭西法律科

第一年 法学通論 民法(人事篇) 私権、身分証書 住所、

失踪、婚姻、離婚、父タルコト養子、父権、幼者、後見、

丁年者、禁治産、裁判上ノ補佐人〇同(財産篇) 財産區別、

所有権、収束権、地役〇刑法 第二年〇民法 時効、契

約、売買、交換、賃貸、附托偶生契約、代理、和解、会社

〇訴訟法〇治罪法 第三年〇民法、保証、質、書入質、

先取権、相続、贈遺、遺嘱、婚姻、財産、契約〇商法

〇擬律擬判 独逸法律科

第一年 法学通論〇民法人権〇同物権〇刑法

第二年 民法、契約、親族、財産、相続〇商法〇裁判所構

成法〇治罪法

第三年 訴訟法〇海上法〇為替法〇保険法〇破産法〇擬律

英吉利法律科

第一年 法学通論〇契約法〇私犯法〇代理法〇刑法

第二年 親族法〇組合、会社法〇動産委託、売買法〇財産

法〇治罪法

第三年 破産法〇証拠法〇保険法〇訴訟法〇流通証書〇商

船法〇擬律擬判

第三条 帝国大学総長ハ属スル私立法律学校ノ為ニ帝国

大學総長ハ法科大学職員ノ中ヨリ委員ヲ撰定シ常時及試験ノ

時ニ於テ該学校ヲ臨監セシムルモノトス

第四条 該私立法律学校校主ハ毎月三日迄ニ其月ノ課業時間割
表ヲ帝国大学へ差出ヘキモノトス

第五条 該私立法律学校ニ於テ定期試験ヲ行フトキハ少クトモ
三日以前ニ校主ヨリ其科目及時間割表ヲ帝国大学へ差出スヘ
キモノトス

第六条 該私立法律学校ニ於テハ毎定期試験第一週間にニ其成
績表ヲ製シ校主ヨリ帝国大学へ差出スヘキモノトス

第七条 該私立法律学校ノ卒業生ニシテ帝国大学総長ニ於テ優
等ナリト認メタル者ハ法科大学ニ於テ司法官吏立合ノ上更ニ

等ナリト認メタル者ハ法科大学ニ於テ司法官吏立合ノ上更ニ
試問ヲ為スコトアルヘシ此場合ニ於テ試験及第ノ者ニハ及第
証書ヲ交付ス

第八条 帝国大学総長ハ委員ノ報告ニ因リ該私立法律学校主ニ
学科課程及教授等ノ改正ヲ論告スルコトアルヘシ

英吉利法律学校規則目録

第一章 総則	
第二章 学年、学期、休業	
第三章 学生及校友	
第四章 入学、在学、退学	
第五章 証書	
第六章 学期及学年試験	一 六 八 九 一
第七章 校外生規則及ヒ附則	一 七 一 四 一 三
第一款 講義録	同
第二款 校外生入学在学規則	一 八

第三款 校外生質問規則及ヒ附則

第八章

書庫規則

第一款

閲覽室規則

第二款

図書携出規則

第三款

第二科教科書貸与規則



校外生月謝納付手続

教場心得

事務章程

講師姓名

事務員姓名

卒業生姓名

英吉利法律学校規則

第一章 総則
第一条 目的

本校ハ帝国法律ノ實地應用ヲ練習セシムルヲ目的トシ本邦制定ノ法律ヲ教授スルノ外広ク法理ニ通達スル為メ邦語又ハ原書ヲ以テ英吉利法律学ヲ講究スルモノトス

第二条 学科

本校ノ課程ヲ分チテ第一科第二科トス第一科ハ邦語ヲ以テ法律ヲ教授シ第二科ハ英米ノ原書ヲ以テ法律ヲ教授ス

第三条 課目

第一科ノ課目左ノ如シ

二二

○第一学年

一法学通論

一契約法

一私犯法

一親族法

一刑法

一代理法

一動産委託法

一組合法

一英語学

前期

一習字

一綴字

一鈴木重陽著
習字書

一素読

一

一エブスター氏
スペルリングブック

一訳読

一

一スキンントン氏
小文法書

一素読

一

一サンダース氏
第三讀本

一訳読

一

一バーレー氏
万国史

後期

一習字

一

一電信局出版
習字書

一素読

一

一スキンントン氏
小文法書

一訳読

一

一バーレー氏
万国史

参考科

○第二学年

一英吉利刑法

一論理学

一売買法

一動産法

一不動産法

一会社法

一流通証書法

一証拠法

一治罪法

一訴訟法

一商船法

一判決例

一擬律擬判

一英語学

前期

一書取
一作文

一素読
スマイルス氏

一素読
万国史論

一素読
万国史

後期

一書取
一作文

一素読
スウキントン氏

一素読
万国史

一素読
小経済書

参考科

一財産法
一保険法
一羅馬法
一擬律擬判
○第三学年

一米国法律

一破産法
一衡平法
一國際公法
一判決例

一訴訟法
一法理学
一國際私法

(沿革、分析)

一作文
一素読
ミ
代
議
政
体
マコーレー氏
ヘスチング伝
ギゾー氏
文明史

後期

一素読
プラクストーン氏
小英法註釈
一訳讀
テリード氏

一憲法
一動産差押法
一訴訟演習

一行政法
一財産法
一米国法律

第二科ノ科目左ノ如シ

○第一学年

一テリー氏
一法律原論
一ケント氏
一親族法
一ストリード氏
一動産委託法

一アンソン氏
一契約法
一ストリード氏
一代理法

一アンソニム氏
一セボン理學
一ウイリアム氏
一パイアル氏

一刑法
一財産法
一流通証書法
一商船法

参考科

一ハリス氏
一英國刑法
一ベンジャミン氏
一売買法
一ケント氏
一会社法

○第二学年

一ウイリアム氏
一セボン理學
一グリーンリーフ氏
一オリバー氏

一オーリバーフ氏
一商船法

参考科

一訴訟演習

一判決例
一治罪法
一訴訟法
一擬律擬判

一グリーンリーフ氏
一オリバー氏
一オーリバーフ氏

○第三学年

一財産法 一破産法 一保険法

一スネル氏
一衡平法 一訴訟法

一法理法 一マーカビー氏
一メイン氏
一法律沿革論

一ハンター氏小ノ分
一羅馬法 一ホール氏
一国際公法

一ウエストレー・キ氏
一国際私法

参考科

一憲法 一行政法 一訴訟演習

第二章 学年学期休業

第四条 修業年限

第一科第二科共修業年限ヲ三年トス

第五条 学年

九月十一日ヨリ翌年七月十日マテヲ一学年トス

第六条 学期

一学年ヲ分チテ二学期トス左ノ如シ

自九月十一日
至翌年二月十日

第一学期

自二月十一日
至七月十日

第二学期

第七条 休業

本校休業日左ノ如シ

自七月十一日至九月十日

自十二月二十六日至翌年一月六日

〔毎日授業時間ハ午後二時ヨリ始メ午後九時ニ終フ〕
日曜日及大祭日
〔加筆〕

第三章 学生及校友

第八条 学生ノ等級

学生ノ等級ハ学年ノ数ニ準シテ第一年級第二年級第三年級ノ三級ニ分ツ

第九条 学生ノ区別

第一科ニ入学スル者ヲ分チ校内生校外生トス

第二科ニハ校外生ヲ置カス

第十条 校内生、校外生

本校ニ通学シテ講義ヲ聴聞スルモノヲ校内生トシ本校ニ通学セシテ本校出版ノ講義録ニ依リ脩業スル者ヲ校外生トス但校外生規則ハ別ニ之ヲ定ム

第十二条 員外生受験

必用ノ普通学科ヲ脩メタル証ヲ有スルモノニシテ臨時入学スル者ハ之ヲ員外生ト称シ第一年級講義ヲ聴聞スルコトヲ得

第十三条 員外生受験

員外生ハ何時ニテモ入学スルコトヲ得ルト雖モ入学試験ノ際入学試験ヲ受ケ且正員ト同ク試験ヲ受ケ及第シタル者ニアラサレハ正員トシ第二年級ニ編入セス

但本条ニ従ヒ正員トナリタル者ノ序次ハ其一年間ハ從来ノ正員ノ後ニ置ク者トス

第十三条 校内生ノ特権

校内生ハ本校ノ書庫ニ備付クル図書ヲ閲覧シ本校出版ノ講義録

並ニ英文法律書ヲ実価ニテ買受ルコトヲ得

第十四条 校友ノ特権

就学証書又ハ卒業証書ヲ有スル者ハ本校々友トナシ常ニ本校ニ出入シテ講師ニ就キ學問上ノ質疑ヲ為シ若クハ本校書庫ノ図書ヲ閲覧スルコトヲ得

第四章 入学、在学、退学

第十五条 入学

本校ニ入学セント欲スル者ハ左ノ条件ヲ具フルコトヲ要ス

一 年齢十八歳以上ノ男子タル者

二 入学試験ニ合格スル事

三 必用ノ普通学科ヲ修メタルコト

二年級以上ヘ入学セントスル者ハ前条件ノ外ニ前級科目ノ試験ヲ受クルコトヲ要ス

但入学試験課目ハ其都度之ヲ廣告ス

第十六条 入学期

定期入学ハ毎年七月九月ノ両度トス

但試験期日ハ其都度之ヲ公告ス

第十七条 入学申込証

入学セント欲スル者ハ本校ヨリ定式ノ入学申込証ヲ受取り指定ノ記入ヲ為シテ試験期日マテニ本校教務掛ヘ差出ス可シ

入学申込証雛形

入学申込証

拙者儀御校（第一）科第（一、二）年級ヘ入学仕度就テハ御試験ノ上御許可相成度候也

明治 年 月 日

宿所

姓

名 (印)

年 齢

英吉利法律学校御中

第十八条 在学証

入学ノ許可ヲ受ケタルモノハ本校ヨリ定式ノ在学証ヲ受取り之ニ指定ノ記入ヲ為シ保証人ト連署シテ本校教務掛ニ差出ス可シ

在学証雛形

印 紙

（第一科）
（第二科） 校内生在学証

拙者儀此度貴校第（一、二）年級ヘ入学被差許候上ハ在校中御規則堅ク相守リ可申候仍テ証書如此候也

明治 年 月 日

宿所

族籍

姓 名 (印)
年 齡

前文（何某）在校中一切ノ事件ハ拙者引受可申候仍テ保証如
此候也

宿所

族籍

保証人

姓

名印

就学証書雛形

英吉利法律学校御中

第十九条 束脩

第一科又ハ第二科校内生ニ入学スル者ハ束脩金一円ヲ納ムヘシ
但校外生ヨリ校内生ニ移ル者ハ束脩ヲ要セス

第二十条 月謝

月謝ハ第一科第二科共ニ金壱円トス

第二十一条 退学

退学セント欲スル者ハ保証人連署ノ証書ヲ以テ其旨本校教務掛
ヘ届出ツ可シ

二ヶ月以上無断欠席スル者ハ退学者ト看做シ学籍ヨリ削除スヘ

シ

第二十二条 欠席

欠席一ヶ月以上ニ及フト雖モ予メ其旨届出テサル者ハ出席者ト
看做シ月謝金ヲ徵収スヘシ

第五章 証書

第二十三条 就学証書

学年平均点数ニ合格点数以上ヲ得タル者ハ其学年ノ就学証書ヲ
授与ス

第六章 学期及学年試験

第二十五条 学期試験

各課目ニ付キ一学年ノ間ニ於テ少クトモ二回以上学期試験ヲ施
行ス

第二十六条 学年試験

学年試験ハ毎年六月二十一日ヨリ施行ス

第二十七条 学期点数

何某本校第(一、二、三)年級ノ	課程ヲ履ミ試業ヲ完フセリ茲ニ
(課目) (受持講師姓名連印)	之ヲ証ス
(同) (同)	(同) (同)
(同) (同)	(同) (同)
年月日	
英吉利法律学校長(印)	

第二十四条 卒業証書

三学年ノ就学証書ヲ得タル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

卒業証書雛形

何某本校ニ於テ法律学全科ヲ修 メ其業ヲ卒フ仍テ卒業証書ヲ授 与シ爰ニ之ヲ証ス爾後永ク本校 々友タルノ特權ヲ享有スヘシ
年月日
英吉利法律学校印

一課目ニ付キ一学年間ニ施シタル学期試験ノ点数ヲ加へ其試験ノ度数ニテ其和ヲ除シテ得タル数ヲ以テ学期点数トス

第二十八条 学期平均点数

一学年間ニ於ル各課目ノ学期点数ヲ加へ其課目ノ数ヲ以テ其和ヲ除シテ得タル数ヲ学期平均点数トス

第二十九条 学年試験点数

一課目ニ付キ一学年ノ終ニ施行スル試験ノ点数ヲ学年試験点数トス

第三十条 点数ノ価格

一課目ノ学期点数ヲ二トシ学年試験点数ヲ一トス

第三十一条 学年点数

一学年ノ終ニ於テ学期点数ニ二ヲ乗シ之ニ学年試験ノ点数ヲ加ヘ三ヲ以テ其和ヲ除シテ得タル数ヲ以テ其課目ノ学年点数トス

第三十二条 学年平均点数

各課目ノ学年点数ヲ加へ課目ノ数ヲ以テ其和ヲ除シテ得タル数ヲ学年平均点数トス

第三十三条 合格点数

第三十四条 学期平均点数不合格

六十点以上ヲ以テ合格点数トス
六十点以上ヲ以テ不合格点数トス

第三十五条 及第、落第

学期平均点数合格点ニ達セサル者ハ落第トス

第七章 校外生規則

第一款 講義録

第三十六条 臨時試験

已ムヲ得サル事故ニテ学年試験ニ欠席シタル者ニシテ学期平均点数六十点以上ヲ得タル者ハ次学年ニ至リ臨時試験ヲ受クルコトヲ得

第三十七条 点数表

学期点数、学期平均点数、学年試験点数、学年点数学年平均点

数、ハ毎学年ノ終ニ其明細表ヲ作り之ヲ印刷ニ付シ各学生ノ保証人ニ配付ス

第三十八条 通則

遠隔ノ地方ニ在リ又ハ業務ノ為メ参校シテ親シク講義ヲ聴ク能ハサルモノ、便ヲ計リ校外生ノ制ヲ設ケ本校講師講義ノ筆記ヲ

		平均課 平均点数		学年試験ニ 合格年試験ニ セサル		最下点		下最	
六十以上	無	上	一課目	五十以上	及	五十以下	ナレハ	点数	及
同上	一課目	五十以下	落(学 六十以上 ナレハ)	落(一科 六十以上 ナレハ)	及	六十以上 ナレハ	落(二科目共 六十以上 ナレハ)	及	及
同上	二課目	五十以上	落(学 六十以上 ナレハ)	落(二科目共 六十以上 ナレハ)	及	六十以上 ナレハ	落(二科目共 六十以上 ナレハ)	及	及
同上	二課目	四十以上	落(学 六十以上 ナレハ)	落(二科目共 六十以上 ナレハ)	及	六十以上 ナレハ	落(二科目共 六十以上 ナレハ)	及	及
同上	二課目	五十以下	落(学 六十以上 ナレハ)	落(二科目共 六十以上 ナレハ)	及	六十以上 ナレハ	落(二科目共 六十以上 ナレハ)	及	及
同上	二課目	五十以下	落(学 六十以上 ナレハ)	落(二科目共 六十以上 ナレハ)	及	六十以上 ナレハ	落(二科目共 六十以上 ナレハ)	及	及
同上	三課目以上	六十以下	落(学 六十以上 ナレハ)	落(二科目共 六十以上 ナレハ)	及	六十以上 ナレハ	落(二科目共 六十以上 ナレハ)	及	及
六十以下	一課目以上	六十以下	落(学 六十以上 ナレハ)	落(二科目共 六十以上 ナレハ)	及	六十以上 ナレハ	落(二科目共 六十以上 ナレハ)	及	及
六十以下	一課目以上	六十以下	落(学 六十以上 ナレハ)	落(二科目共 六十以上 ナレハ)	及	六十以上 ナレハ	落(二科目共 六十以上 ナレハ)	及	及

印刷シテ之ヲ頒ツ

第三十九条 種類

講義録ハ第一年級講義録第二年級講義録第三年級講義録ノ三種トス

但第三年級講義録ハ明治二十年九月ヨリ之ヲ出版ス

第四十条 出版日

第一年級講義録ハ毎土曜日ニ発兌シ第二年級講義録ハ毎水曜日ニ之ヲ発兌ス

第四十一条 紙数

講義録ハ都テ一冊ノ紙数九十「ページ」ヲ限リトス

第四十二条 記載事件

講義録ハ講義ヲ記載スルノ外本校ノ記事及広告類ヲ記載スルモノトス

第二款 校外生入学在学規則

第四十三条 通則

何人ニ限ラス本規則ニ従ヒ校外生タラント欲スルモノハ試験ヲ要セス何時ニテモ入学ヲ許ス

第四十四条 教科及修業年限

教科及修業年限ハ校内生ニ準ス

第四十五条 講義録配付

校外生ニハ毎週一回英吉利法律講義録ヲ配付スヘシ

第四十六条 証書

校外生ニシテ就学証書又ハ卒業証書ヲ受ケント欲スルモノハ望ニ依リ試験ノ上之ヲ授与スヘシ

但受験ヲ望ムモノハ其学年ノ終ル前ニ申出ツヘシ

第四十七条 入学手続

校外生タラント欲スルモノハ其氏名族籍住所年齢ヲ記シタル入學証ニ束脩並ニ一ヶ月分月謝ヲ添ヘ申込ムヘシ

第四十八条 入学証

印紙
一錢
校外生入学証離形(用紙美濃紙)

私義今般貴校へ入学御許可相成候上ハ在学中御規則堅ク相守可申候仍テ証書如斯候也

年 月 日

宿所族籍

姓 名 (印)

年 齡

英吉利法律学校御中

第四十九条 束脩

校外生ハ束脩金五十錢ヲ納ムヘシ

第五十条 月謝

校外生ハ毎月翌月分ノ月謝金七十錢ヲ前納スヘシ

但前納セサルモノハ講義録ノ配付ヲ見合スヘシ

第五十一条 増金

将来印刷費通送費等増加スルトキハ予メ通知シテ相当ノ増金ヲ納メシムルコトアルヘシ

第五十二条 月謝金不返付

既ニ受領シタル月謝金ハ仮令本人ノ都合ニヨリテ退学スト雖モ

之ヲ返付セス

第五十三条 住所通知

住所ヲ転シ又ハ氏名ヲ改称スル者ハ速ニ本校講義録掛ヘ通知ス
ヘシ

第五十四条 月謝金遅滞

月謝金不納二ヶ月以上ニ及フトキハ退校生ト看做スヘシ故ニ再
ヒ送本ヲ請フモノハ更ニ入学ノ手続ヲ為サシムヘシ

第五十五条 月謝金送付手続

月謝金ヲ為替トシテ送致スルモノハ東京神田区錦町二丁目二番
地英吉利法律学校会計岡山兼吉ヘ宛東京神田郵便局ヘ向ケ振込
ムヘシ

第五十六条 同上

月謝金ハ郵便切手ヲ以テ納付スルコトヲ禁ス

通運会社ニ托シ貨幣ヲ送致スルモノハ配達料一錢ヲ添ヘ払込ム
ヘシ

第三款 校外生質問規則

第五十七条 通則

本校々外生ハ講義録ニ登載スル諸課目ニ限り疑問アル件ハ通信
ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得但擬律擬判ノ問ハ一切答案ヲ付セサル
モノトス

第五十八条 質問信書

質問信書ニハ講義録ノ号数（合本ニ為シタルタメ号数ノ見）課
目丁数ヲ示シ疑問ノ要点ヲ明瞭ニ記載スヘシ

第五十九条 答案

凡ソ質問ハ質問委員ニ於テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト
認ムルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難キモノハ答案ヲ付セ
サルヘシ

第六十条 問答記載

質問及答案ハ時々講義録ノ紙尾ニ登録スヘシ

第六十一条 質問信書名宛

質問信書ハ本校質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

校外生附則

第一条

入校以前ノ講義録ヲ購求セント欲スルモノニシテ一ヶ月分以上
ヲ購読スルモノハ一冊金拾錢宛ノ割ヲ以払下クベシ

第二条

各級ヲ兼脩スルハ妨ケナシト雖モ各級毎ニ更ニ入学証書ヲ差出
スペシ

但束脩ヲ要セス

第三条

為換券ニテ月謝払込ノ節ハ其証券落手次第講義録ハ発送スルモ
月謝領收証ハ為換金請取済ノ上ニテ送付スルモノトス

第四条

講義録ハ期日ニ必ス発兌スヘキニ付其到着スヘキ当日ヨリ起算
シ一週間ニ及フモ尚到達セサルトキハ其旨本校講義録掛ヘ届出
ツヘシ

第五条

非ス

校外生ノ本校ニ対スル書信ハ都テ何年級校外生ト記載スベシ

第八章 書庫規則

第一款 閲覧室規則

第六十二条 通則

本校書庫ニ貯蔵スル原書和書訳書類ハ閲覧室内ニ於テ講師校友学生及事務員ノ閲覧ヲ許ス

第六十三条 通則

図書掛並ニ講師ノ外書庫ニ入り図書ヲ検索シ若クハ之ヲ出納スルヲ許サス

第六十四条 月謝未納ノ学生

学生月謝未納ノ間ハ閲覧室ニ入ルコトヲ許サス

第六十五条 退職事務員

本校ノ職員満二ヶ年以上從職シタル者ハ退職後閲覧室ノ図書ヲ閲覧スルコトヲ許ス

第六十六条 閲覧票

校友及退職事務員ニシテ本校閲覧室ノ図書ヲ閲覧セント欲スルモノハ予メ本校事務所ニ於テ閲覧票ヲ申受ケ入室ノ際之ヲ携持スヘシ

第六十七条 借受手続

凡テ閲覧者ハ図書掛ヨリ定式ノ借覽証書ヲ受取り之ニ指定ノ記入ヲ為シ差出スヘシ

第六十八条 借覽冊数

第六十九条 書籍返納

閲覧室ヲ立出ソル時ハ必ス書籍ヲ返納ス可シ

第七十条 賠償

借覽ノ書籍ヲ紛失シ又ハ汚損スルトキハ相当ノ償金ヲ差出サシムヘシ

第七十一条 音読等ノ禁

閲覧室内ニ於テ音読雜談喫煙スルコトヲ禁ス

第七十二条 罰則

此規則ヲ犯シタルモノハ事情ニ応シ一ヶ月以内ニ於テ閲覧室ニ入ルコトヲ禁ス

第七十三条 閲覧室ノ開閉

閲覧ノ開閉左ノ如シ

自九月十一日 午前七時三十分ニ開キ午後九時ニ閉ツ

自十一月一日 午前八時ニ開キ午後九時ニ閉ツ

至十二月廿九日 同上

自一月五日 同上

至四月卅日 午前七時三十分ニ開キ午後九時ニ閉ツ

自七月十一日 午前七時三十分ニ開キ正午十二時ニ閉ツ

至九月十日 ツ

第二款 図書携出規則

第七十四条 講師

閲覧者ハ一時ニ三冊ヲ限り借覽スルコトヲ許ス但講師ハ此限ニ

講師ハ参考用ノ為メ七冊ヲ限り本校ノ図書ヲ借受ケ自宅ニ携帶

第七十五条 借受手続

第一条

前条ニ於テ図書ヲ携出セント欲スルモノハ図書掛ニ就キ貸附簿ニ記名捺印シ幹事ノ検印ヲ受クヘシ

第七十六条 借受制限

書庫ニ一冊限り保存スル書籍ヲ携出スルモノハ可成速ニ返納スルコトヲ要ス

第七十七条 事務員携出

事務員ハ特ニ幹事ノ許可ヲ受クルニアラサレハ書庫ノ図書ヲ携出スルコトヲ許サス

第七十八条 返納

凡テ携出シタル図書ハ毎年七月一日ヨリ同十五日マテニ悉ク返納ス可シ若シ之ヲ返納セサル者ハ紛失者ト看做シ相当ノ代価ヲ徴収ス可シ

第三款 第二教科書貸与規則

第七十九条 教場携帯

第二科学生ハ受業ノ為メ書籍ヲ借受ケ教場ニ携帶スルコトヲ許ス但受業了リシ後ハ図書掛ニ返納ス可シ

第八十条 自宅携帯

第二科ノ教科書ハ本校蓄蔵ノ多寡ニ依リ自宅ニ携帶スルコトヲ許ス事アル可シ但携帶ヲ望ム者ハ相当ノ保証金ヲ差出サシム者トス

英吉利法律学校附則

校内生月謝納付手続

凡ソ月謝金ハ翌月分ヲ前月ノ末日迄ニ会計掛へ差出スヘシ

第二条

月謝金ヲ納付スル者ハ会計掛ヨリ金員ト引替ヘニ聽講券ヲ受取ルヘシ

第三条

既ニ納付シタル一ヶ月分ノ月謝ハ中途退学スルト雖モ之ヲ返付セス

教場心得

第一条

教場ニ出席スル者ハ必ス聽講券ヲ携帶スヘシ聽講券ヲ持タサル者ハ教務掛ヨリ退場ヲ命スヘシ

第二条

教場ニ於テハ專ラ静肅ヲ旨トシ講師ニ恭順ナルヘシ

第三条

教場ニ於テ雜談スルコトヲ禁ス

第四条

教場ニ於テ喫煙スルコトヲ禁ス

第五条

凡ソ教場ノ器物ヲ汚損スル者ハ相当ノ償金ヲ差出サシム

事務章程

第一章 職員

第一条

場後三十分ニ退出スル者トス

英吉利法律学校ニ事務所ヲ設ケ左ノ職員ヲ置キ本校一切ノ事務ヲ取扱ハシム

一校長

一人
校務ヲ總理ス

一幹事

一人
旨ヲ校長ニ享ケ事務員ヲ指揮ス

一會計掛

二人
本校金錢出納ニ關スル一切ノ事務ヲ處弁ス

一教務掛

二人
本校学生ノ勤惰教務上ノ應対校外生ノ進退其他教務ニ關スル一切ノ事務ヲ處弁ス

一講義錄掛

四人
講義錄ノ發送讓渡ヲ掌ル

一編輯掛

六人
講師ノ講義ヲ筆記シ講義錄編輯出版ノ事ヲ掌ル

一図書掛

一人
図書ノ出納ヲ掌リ図書ニ關スル一切ノ帳簿ヲ保管ス

一校丁

若干名
校舎ノ洒掃其他ノ賤務ニ從事ス

第二章

第一条

職員ハ毎日午後一時ヨリ出勤シ午後六時ニ退出ス

但図書掛ハ図書規則ニ従ヒ閱覽室開場ノ前三十分ニ出勤シ閉

第三条

宿直ハ午前七時ニ出勤シ翌日午前七時次宿直ノ者ト交代ス

第四条

宿直ハ其當番中事務所一切ノ事務ヲ代弁シ出務事間ニ至リ之ヲ各掛員ニ引渡スヘン但其當番ノ所為ハ自ラ其責ニ任スル者トス

明治二十年三月

英吉利法律学校規則畢

講師姓名

法	法	法	法	法	法
帝国大学助教授士	学士	士	士	士	士
法	法	法	法	法	法
法学士	士	士	士	士	士
米國法律學士	士	士	士	士	士
法	法	法	法	法	法
学者	士	士	士	士	士
法	法	法	法	法	法
学者	士	士	士	士	士

高橋 喬	藤田 増	大谷 浩	元田 菊池	松野 兼吉	山田 喜之助
橋輝彦	田隆三郎	木大郎	一郎	貞一郎	方寧
三	三	三	三	三	三

職員姓名

同 教 同 会 校	法	法	法	法	法	法	法
務 計	米 国 法 律 学 士	米 国 法 律 学 士	米 国 法 律 学 士	米 国 法 律 学 士	米 国 法 律 学 士	米 国 法 律 学 士	米 国 法 律 学 士
掛 長	法 科 大 学 卒 業 生	文 学 士	文 学 士	文 学 士	文 学 士	文 学 士	文 学 士

横 井	森 脇	富 永	柏 木	増 島	寺 島	中 島	元 嘉	江 木	関 木	伊 木	馬 場	場 慎 治
鍼 太 郎	籌 繩	綏 吉	斧 弥	六 一 郎	直	中 橋	徳 五 郎	工 藤	藤 俊	東 三 条	小 村	金 子
								井 宽	村 幸	三 公	寿 太 郎	堅 太 郎
								人	人	恭	子	子

(下札)

明治十九年卒業生姓名

長崎 県士族	埼玉 県平民	長野 県平民	広島 県士族	山 口 正毅	石 山 弥平	西 川 弥門太	山 口 正毅	田 中恒馬	安 藤 悅藏	前 川 孫六	秋 山 喜八郎
				畔 上 啓策	畔 上 啓策	古屋 市之助					
				山 口 正毅	石 山 弥平						
				畔 上 啓策	畔 上 啓策						

○入学試験科目

第一科(邦語科)

一国語(漢字交り邦文)
(及作文ノ類)

二漢文(講読白文)
(訓点ノ類)

三分数、比例
四地理
五歴史

第二科(原書科)

第一科々目ノ外ニ左ノ英語学ヲ試験ス

英語
(素読マコーレー氏へスチング伝)
(訳読ギゾー氏文明史)

作文

訳読スキントン氏万国史

東京府学務課

御中

別紙

一 司法省下賜金之使用方法

左ノ三項ニ係ル費途ニ充ツル外他ノ費途ニハ使用不致候

一 書籍購入

一 外國教師報酬

一 原書翻刻費

一 教場ト生徒トノ割合

教場ハ目下増築中ニ有之但現今ノ教場ト雖モ生徒授業時間ニ異同有之同時ニ悉皆入場儀ニモ無之ニ付右増築落成マデ稍狭隘ナルモ各教場相待テ其用ニ格別ノ差支ハ無之候

一 体操科

右ハ不日設置候筈ニテ即今専ラ準備中ニ有之候

一 入学試験課目中数学ノ程度

右ハ法科大学ヨリノ指令ニ拠リ設定セシモノニ有之但尚御指揮ニ因テハ相当ニ程度ヲ高クスルモ差支無之候

一 各学課ノ一週授業時間ハ別紙之通ニ有之候

一生徒ノ員数

先般差出候書面上ノ員数内外生員合計千七百三拾八人ハ悉

皆現員ニシテ其外本校在籍ノ生員ハ無之候

一 校外生ノ名称

右ハ通信生或ハ校友等ニ相改候歟又ハ御指揮ニ拠リ適応ノ改称致シ候テ差支無之候

過日差出候弁明書今一通御入用之趣了承即チ別紙奄通御回送候
(欄外注記¹)

本校各学科授業時間

第一科

第一年級

一 親族法	毎週一時
一 代理法	同
一 動産委託法	同
一 法学通論	毎週二時
一 契約法	毎週三時
一 私犯法	毎週一時
一 日本刑法	毎週三時
一 英国刑法	毎週一時
一 英語学	毎週十二時

第二年級

一 売買法	毎週一時
一 動産法	同
一 不動産法	同
一 会社法	同
一 証拠法	毎週二時
一 治罪法	同
一 訴訟法	隔週一時
一 商船法	毎週一時
一 判決例	毎週二時
一 擬律擬判	毎週十二時

一 財産法
一 米国法律
一 訴訟演習

毎週一時
同
毎週十二時

第三年級

一 保険法	毎週一時
一 破産法	同
一 訴訟法	隔週一時
一 ロ馬法	毎週一時
一 衡平法	同
一 法理学 (沿革法理分析法理)	毎週一時
一 国際公法	同
一 国際私法	同
一 判決例	同
一 憲法	同
一 財産法	毎週一時
一 差押法	毎週一時
一 訴訟演習	同
一 英羅両法異同弁	同
一 英語学	毎週十二時

第一科

第一年級

一法律原論	テリー氏	スミス氏	同	每週一時
一契約法	アンソーン氏	アンダーヒル氏	同	同
一私犯法	アンダーヒル氏	ケント氏	同	同
一親族法	ストリーア氏	ボロツク氏	同	同
一組合法	ボロツク氏	ストリーア氏	同	同
一動産委託法	ストリーア氏	ボロツク氏	同	同
一日本刑法	ホーリー氏	ハリス氏	同	同
一論理学	ペンジャミン氏	ペンジャミン氏	同	同
一英國刑法	ウェイリアム氏	ウェイリアム氏	同	同
一購買法	ケント氏	ケント氏	同	同
一動産法	チャーマルス氏	チャーマルス氏	同	同
一証拠法	オリバー氏	オリバー氏	同	同
一船舶法	流通証書法	会社法	同	同
一商船法	オリバー氏	チャーマルス氏	同	同

一訴訟法	スミス氏	同	每週二時	
一治罪法	同	同	同	同
一擬律擬判	同	同	同	同
一判決例	同	同	同	同
一契約法	アンソーン氏	アンダーヒル氏	同	同
一私犯法	アンダーヒル氏	ボロツク氏	同	同
一代理法	ボロツク氏	ストリーア氏	同	同
一米国法律	ボロツク	ストリーア氏	同	同
一日本刑法	ボロツク	ボロツク	同	同
一契約法	ボロツク	ボロツク	同	同

(欄外注記1)
「N」一八一七」「十一月一日收受」

〔明治二十年 特別認可学校書類

616 学務課
B5 7